

議案第3号

平成25年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計 補正予算

平成25年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成25年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	流域下水道事業費	<small>千円</small> 110,688
計			110,688